令 和 ６ 年

７月臨時会会議録

令 和 ６ 年 ７ 月 １０ 日

萩・長門清掃一部事務組合議会

目　　次

○議　事　日　程 …… 3
○出　席　議　員 …… 3
○日　程　第　1　議席の指定 …… 4
○日　程　第　2　議長の選挙 …… 4
○日　程　第　3　会議録署名議員の指名 …… 5
○日　程　第　4　会期の決定 …… 5
○日　程　第　5　諸報告 …… 5
○日　程　第　6　議案第１０号 …… 6
○討　　論 …… 7
○採　　決 …… 7
○日　程　第　7　議員提出議案第１号 …… 7
○討　　論 …… 7
○採　　決 …… 7

令　和　６　年　７　月

萩・長門清掃一部事務組合議会臨時会会議録

議 事 日 程 第 １ 号

令和６年７月１０日（水曜日）午前１０時開議

第１　議席の指定
第２　議長の選挙
第３　会議録署名議員の指名
第４　会期の決定
第５　諸報告
第６　議案第１０号
第７　議員提出議案第１号

○本日の会議に付した事件
日程第１　議席の指定
日程第２　議長の選挙
日程第３　会議録署名議員の指名
日程第４　会期の決定
日程第５　諸報告
日程第６　議案第１０号
日程第７　議員提出議案第１号

○出席議員（７名）

１番	綾城美佳	君
２番	田村大治郎	君
４番	関　伸久	君
５番	吉津弘之	君
６番	南野信郎	君
７番	瀧口治昭	君
８番	平田啓一	君

○欠席議員（１名）

３番	岡崎隆志	君

○説明のため出席した者

管理者	田中文夫	君
副管理者	江原達也	君
事務局長兼次長	中村正弘	君
会計管理者	金子恵美子	君
事務局主幹兼次長補佐	山下琢也	君
事務局主幹	齋藤英樹	君
事務局主幹	細井　充	君
事務局主幹	河野裕昭	君
事務局主幹	岡田年生	君
事務局主幹	西本達夫	君
事務局次長補佐兼総務管理係長兼施設管理係長	細田登喜江	君
事務局施設整備係長	厚東満弘	君
事務局総務管理係兼施設管理係	齊藤宜知	君

○書記出席者

書記長	須郷　誠	君
書記	釼物伸次	君
書記	横山晋太郎	君

午前１０時００分開会

○副議長（南野信郎君）　皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和６年７月萩・長門清掃一部事務組合議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第１　議席の指定

○副議長（南野信郎君）　日程第１、議席の指定を行います。

去る５月１４日付で長岡議長より議員の辞職願の提出があり、地方自治法第２９２条において準用する同法第１２６条の規定により、議員の辞職が許可され、構成市の萩市議会において補欠選挙が行われたところでございます。

今回新たに選出されました平田啓一議員の議席につきましては、萩・長門清掃一部事務組合議会会議規則第３条第１項の規定により、お手元に配付いたしております議席表のとおり指定いたします。

日程第２　議長の選挙

○副議長（南野信郎君）　ただいま御報告いたしましたとおり、去る５月１４日付で、長岡議長が議員辞職されたことにより、議長が不在となっております。つきましては、日程第２、これより議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第２９２条において準用する同法第１１８条第２項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（南野信郎君）　御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

続いてお諮りします。

指名については、私副議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（南野信郎君）　御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とし、副議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

議長には、萩市議会議長であります、議席番号８番、平田啓一議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま副議長において指名いたしました平田議員を当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（南野信郎君）　御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました平田議員が、萩・長門清掃一部事務組合議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました平田議員が議場におられますので、本席から会議規則第３１条第２項の規定により当選を告知いたします。

この際、平田議員から議長就任に際して、ご挨拶をいただくことといたします。平田議員。

〔８番　平田啓一君登壇〕

○８番（平田啓一君）　ただいま議長に選任されました萩市議会の平田でございます。

この組合は、清掃工場の一部事務組合でございますが、長門市と萩市、互いに日本海でつながる北浦の市でございます。ともにお互いのいいところを見習って、また、ともにこの北浦地域の発展のために、清掃工場だけでなく、いろんな面で協力し、また、発展していけたらというふうに思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（南野信郎君）　議長就任の挨拶は終わりました。

議長が決まりましたので、議長席を交代したいと思います。

〔議長席交代〕

日程第３　会議録署名議員の指名

○議長（平田啓一君）　日程第３、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、１番、綾城議員、４番、関議員を指名いたします。

日程第４　会期の決定

○議長（平田啓一君）　日程第４、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会の会期は、本日一日限りとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田啓一君）　御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

日程第５　諸報告

○議長（平田啓一君）　日程第５、これより諸報告を行います。

管理者より報告を求めます。田中組合管理者。

〔組合管理者　田中文夫君登壇〕

○組合管理者（田中文夫君）　皆様、おはようございます。

それでは萩・長門清掃一部事務組合議会臨時会の管理者報告をさせていただきます。

まず第１点でありますが、萩・長門清掃工場焼却炉の部分改修についてを申し上げます。

平成２７年４月に稼働開始をいたしました萩・長門清掃工場は、本年度で１０年目を迎えました。これまでの間、稼働後の施設の損傷等につきましては、随時本組合議会に報告をさせていただくとともに、必要な対応を行うことで安定的にごみ処理を行ってまいりました。しかしながら、現在、焼却炉の鋼板や、耐火物に亀裂が生じている状況にございます。

このたびこの状況を改善するため、本施設の運営会社及びプラントメーカーであります日立造船株式会社から焼却炉の部分改修と、これに伴う施設の稼働停止の申し出がございました。

この申し出は、２炉ある焼却炉の上部とそれに続く排ガス処理施設の一部分の更新工事を実施したいとするものでございます。

工期は令和７年１月から１炉当たり９カ月間を見込み、令和８年８月末までの予定となっており、その間は１炉稼働となるため、本施設に搬入される可燃ごみの全量を焼却処理することができなくなりますので、処理のできない可燃ごみを他施設に搬出し、焼却処理していただくことが必要となるものであります。

搬出先の調整につきましては、本施設建設に当たっての取り決めで、本組合の役割となっていることから、現在、主として下関市など、県内他市の可燃物処理場での代替処理について調整を行っております。

費用に関しましては、この改修工事を日立造船株式会社がＤＢＯ方式の維持管理契約に基づく維持管理の一環として実施するため、代替処理や搬送の経費を含め、本組合の負担はございません。

部分改修に至った原因といたしましては、燃焼ガス中の塩素などの腐食成分が炉内耐火物の隙間から侵入し、焼却炉外板を腐食させ亀裂が発生したことによるものであります。

腐食を要因とする亀裂は、ごみ焼却炉特有の課題であり、今後２５年間程度続く本施設の稼働期間を考慮し、今回の部分改修の申し

出を受け入れた次第であります。

本組合といたしましては、市民生活に影響が出ないよう、事業主体となる日立造船株式会社と連携を密にし、安全な改修工事の実施を求めるとともに、工事期間中は１炉のみとなる本施設の安定した稼働を求めてまいります。

２点目でございます。

不燃・粗大ごみ処理施設及び最終処分場整備についてでございます。

不燃・粗大ごみ処理施設及び最終処分場を整備するために、本年度基本構想の策定に着手することとしております。この基本構想の策定に当たっては、国の循環型社会形成の推進方針と、これを具体的に進めるための広域的かつ総合的な廃棄物処理施設整備方針に沿う必要がございます。

このため、萩市、長門市における今後のごみ処理施設整備につきましては、本組合が担うことから、両市の不燃・粗大ごみ処理を含むすべてのごみ処理施設の現状を整理した上で、共同処理を見据えた基本構想を策定することといたしております。これにより、ごみ処理施設整備の基本構想策定と最終処分場等の候補地選定に係る業務委託の準備を進めているところであります。

委託先の事業者につきましては、公募型プロポーザルにより選定することとしており、７月中旬の公募開始を予定をいたしております。９月に委託先事業者を決定し、本年度から来年度にかけて基本構想を策定するとともに、立地場所の候補地を検討していくこととなります。その後、関係者の御理解を得ながら、施設の立地場所を決定し、事業計画について国の認定を受けることや、環境影響調査などの諸手続が続くこととなります。

最終処分場等の整備は、立地場所の決定を含めて、準備期間が長期にわたり多額の経費とさまざまな調整を必要とする大きな事業となりますが、ごみの処理は市民生活を支えるうえで欠かすことのできない市町村が責任を負うものであることから、今後とも議員の皆様の御理解と御協力をお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（平田啓一君）　管理者の報告は終わりました。

以上で諸報告を終わります。

日程第６　議案第１０号

○議長（平田啓一君）　日程第６、議案第１０号を議題といたします。

議案第１０号　萩・長門清掃一部事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

○議長（平田啓一君）　まず提案理由の説明を求めます。田中組合管理者。

〔組合管理者　田中文夫君登壇〕

○組合管理者（田中文夫君）　萩・長門清掃一部事務組合議会臨時会議案の説明をさせていただきます。

議案第１０号萩・長門清掃一部事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例でありますが、これは、地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、引用条文の条ずれの整理を行うため所要の改正を行うものであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（平田啓一君）　提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

議案第１０号萩・長門清掃一部事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑を行います。質疑はありませんか。（「質疑なし」と

呼ぶ者あり）

○議長（平田啓一君）　質疑なしと認めます。
以上で質疑を終了いたします。

討　論

○議長（平田啓一君）　これより、討論を行います。討論はありませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田啓一君）　討論なしと認めます。

採　決

○議長（平田啓一君）　これより、採決を行います。
議案第１０号萩・長門清掃一部事務組合管理者等の損害賠償の一部免責に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。
〔起立者全員〕

○議長（平田啓一君）　ありがとうございました。
起立全員と認めます。
よって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

日程第７　議員提出議案第１号

○議長（平田啓一君）　日程第７、議員提出議案第１号を議題といたします。
まず、提案者から提案理由の説明を求めます。４番、関議員。
〔４番　関　　伸久君登壇〕

○４番（関　伸久君）　皆さん、おはようございます。
それでは議員提出議案第１号地方自治法第１８０条第１項の規定による管理者専決処分事項の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。
これは地方自治法の一部改正に伴い、引用条文の条ずれの整理を行うため所要の改正を行うものです。
以上、簡単でありますが提案理由の説明を終わります。議員各位におかれましては、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（平田啓一君）　提案理由の説明は終わりました。
これより、質疑を行います。
議員提出議案第１号地方自治法第１８０条第１項の規定による管理者専決処分事項の一部改正に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田啓一君）　質疑なしと認めます。
以上で質疑を終了いたします。

討　論

○議長（平田啓一君）　これより、討論を行います。討論はありませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田啓一君）　討論なしと認めます。
以上で、討論を終了いたします。

採　決

○議長（平田啓一君）　これより、採決を行います。
議員提出議案第１号地方自治法第１８０条第１項の規定による管理者専決処分事項の一部改正は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立をお願いいたします。
〔起立全員〕

○議長（平田啓一君）　ありがとうございます。

起立全員と認めます。

よって、議員提出議案第１号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和６年７月萩・長門清掃一部事務組合議会臨時会を閉会いたします。

午前１０時１７分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和６年７月１０日

萩・長門清掃一部事務組合

議　　長　　平　田　啓　一

議　　員　　綾　城　美　佳

議　　員　　関　　伸　久